

越前加賀エリアの観光魅力発信事業 仕様書

1. 目的

福井県および石川県並びに越前加賀地域の市町ほか関係団体で構成する越前加賀広域観光推進協議会（以下、「協議会」という。）事業の一環として、越前加賀地域8市町（福井県大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、石川県小松市、加賀市、白山市。以下「越前加賀エリア」という。）の魅力为全国に向けて発信することにより、認知度向上を図り、エリアへの誘客につなげる。

2. 委託業務名

越前加賀エリアの観光魅力発信事業

3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 事業内容

(1) 協議会公式Instagramを通じた情報発信

既存の公式Instagramアカウント（アカウント名：echika_miryokutabi アカウントURL：https://www.instagram.com/echika_miryokutabi/）を運用し、越前加賀エリアが持つ観光素材を主なターゲットとする若い世代やファミリー層に向けた効果的な情報発信案を提案すること。なお、事業実施にあたっては、下記①～③の条件を満たすこと。

①投稿の回数

- ・投稿については、令和6年10月以降、週1回以上行うものとし、アカウントの周知状況を見ながら、委託者と協議の上、最適な投稿回数を維持するものとする。
また、本協議会から題材指定等があった場合は追加対応すること。
- ・投稿にあたっては、越前加賀エリア8市町のバランスにも配慮すること。
(なお、配慮にあたっては8市町均等な投稿数や露出を求めるものではない)

②記事の作成等

- ・記事の作成にあたっては月ごとの投稿スケジュールを作成し、前月20日までに本協議会に提出すること。
- ・通年又は季節やイベントなどの時季に応じたテーマを設定し、企画、取材、原稿執筆および写真撮影等を行い、記事を投稿すること。
なお、本協議会との協議により、本協議会構成市町や施設等から写真の提供を受けることも可とする。なお写真の使用許可については、受託者にて実施すること。
また、本協議会から題材指定等を受けて実施する投稿依頼があった場合は追加で行うこと。
- ・投稿する写真や動画は、越前加賀エリアで撮影されたもので季節感のあるフォトジェニックなものを使用することを基本とすること。
- ・文章には、ターゲットに訴求し、拡散やフォロワーの増加に効果的な#ハッシュタグを用いるとともに、写真が検索しやすいような工夫をすること。その中には必ず「#越前加賀」を用いること。
- ・リポストについては、撮影投稿者への許可を得た上で使用することは可とする。
- ・投稿に際しては、受託者が自治体担当者等に投稿の内容確認を行うこと。
- ・投稿内容については、必ず事前に本協議会事務局の了解を得ること。

③その他

- ・公式Instagramが有効なPRツールとなるよう、年間を通して活性化させ、フォロワーの拡大を狙うこと。
- ・公式アカウントおよび投稿記事の拡散状況等、ターゲットへのアプローチについて、取り組みの効果を検証し、その結果報告および課題の可視化を行い、発展性を持った効果向上提案等を実施すること。
- ・投稿に対しコメントがあった場合は確認の上、返信が必要であれば本協議会と協議のうえ、実施すること。
- ・参考として、年度末におけるフォロワー数の目標値を記載すること。

(2) インフルエンサーを活用したSNSによる情報発信

登録者数が十万人程度のインフルエンサーを2名以上起用し、各公式チャンネル、公式アカウントに越前加賀エリアの観光スポットをPRする動画・写真等の投稿を延べ2回以上行うこと。なお提案にあたっては下記①～⑥の条件を満たすこと。

- ①起用するインフルエンサーについてテーマ、ターゲットを明確にすること
- ②起用するインフルエンサーを全て示すこと
- ③起用するインフルエンサーのフォロワー数やチャンネル登録者数等を記載すること。
- ④招へいするインフルエンサーのうち1名はインバウンド向けとすること（本業務におけるインバウンド向けインフルエンサーとは、在日外国人等で、日本語以外の言語で海外に向けた発信を行うなど、海外に影響力を持つインフルエンサーとする。）
- ⑤取材コースの企画にあたっては、本協議会および招へいするインフルエンサーと十分協議しながら進めること。
- ⑥過去3年以内に旅行系等のインフルエンサーをキャスティングした実績があれば示すこと

(3) 女子旅層をターゲットとした魅力発信

- ・女子旅層をターゲットとして、越前加賀エリアにおける女性目線での新たな観光素材を発掘し本協議会の公式HPや公式Instagramを活用した魅力発信が実施できるような、具体的なコンテンツの内容について提案すること。

(4) 雑誌、WEBメディア等による情報発信

- ・具体的な掲載内容や掲載媒体とそのボリューム（回数・ページ数）を提案すること。
- ・主なターゲットはファミリー層とし、雑誌の場合は首都圏、関西圏、中京圏のいずれかを主な発行エリアとすること。ただし、費用や発行部数等を考慮し、別のターゲットやエリア向けの媒体を提案することも可とする。
- ・掲載を想定する雑誌、WEBメディア等を提案する際は、発行部数／号やPV数を記載すること。

(5) 首都圏での広報宣伝

- ・首都圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）で開催されるイベントへの参加や観光誘客イベントを開催し、本協議会の構成員である各団体と連携して越前加賀エリアの魅力を発信すること。
 - ①時期：令和6年12月から令和7年2月までの土日または祝日を含む2日間以上
 - ②場所：首都圏の商業施設等のイベントスペースもしくは、首都圏で実施されるイベントへの出展
 - ③ 実施内容
 - ・越前加賀エリアの魅力発信（例：観光PR、特産品販売・試食）
 - ・その他賑わい創出につながる催し

④ 広報宣伝

- ・イベントへの誘客促進を図るため、メディアの活用および施設等における事前告知など事前のプロモーションを行うこと。
- ・イベントの告知にとどまらず、今後の観光誘客につながる仕掛けを提案すること。

(6) 独自事業

- ・4(1)～(5)以外で、受託者において実施する独自事業があれば提案すること。
なお、独自事業についても契約金額に含めて実施すること。

5. 委託予定金額

7, 800千円以内（消費税および地方消費税を含む）

※各事業に係る予算目安（独自事業についても契約金額に含めること）

協議会公式Instagramを通じた情報発信	1, 000千円
インフルエンサーを活用したSNSによる情報発信	1, 300千円
女子旅層をターゲットとした魅力発信	1, 000千円
雑誌、WEBメディア等による情報発信	1, 500千円
首都圏での広報宣伝	3, 000千円
計	7, 800千円

6. 実施計画書および実施報告書

- (1) 本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、委託者と協議を行った上で決定し、業務を実施するものとする。撮影許可や取材依頼などが必要な場合は、可能な限り委託者が協力すること。
- (2) 本業務の完了後、速やかに実施報告書を作成し提出すること。

7. その他

- (1) 本業務において、写真や映像撮影等での謝礼が必要な場合の謝礼、交通費等は受託者において全ての手続きを行い、その経費を負担する。ただし、委託側の要望で謝礼が必要となった場合にはこの限りではない。
- (2) 本業務の遂行に際しては、企画提案書を基に、事業内容・実施手法等の内容について、修正・調整等を行う場合があるものとする。